

仕送り証明について Q&A

Q 1 なぜ、別居の被扶養者の扶養申請時等に仕送り証明の提出が必要になったのですか。

A 1 別居の被扶養者の場合、被保険者からの仕送りが、生計維持の中心的役割を果たしていることが扶養する要件となります。現在、現金手渡しによる場合、扶養理由書（又は確認調書）にその事実を記載していれば、仕送り証明の提出の省略を認めていますが、当該被保険者の給与や扶養家族の人数から考えて、社会通念上妥当性を欠くような申請もあり、当組合が扶養の事実を確認し難い状況も見受けられます。

また、他の健康保険組合でも被扶養者と別居している場合、客観的に仕送りの事実が確認できる書類を求めているケースがほとんどです。従って、今回、当健保におきましても、客観的に仕送りの事実が確認できるよう仕送り証明を求めることにしました。

Q 2 仕送りは、毎月行う必要がありますか。

A 2 扶養家族に対し、生活費として仕送りを行っているのであれば、毎月行うことが望ましいと思われます。但し、毎月行うことが難しい場合は、2か月に1回以上の仕送りを行い、生計を維持できる金額を送金してください。（継続的に生計維持の中心的役割を果たしていることを扶養認定の条件としているため、賞与での一括の送金は認められません。）

Q 3 既に別居で認定中の被扶養者の取扱いはどうなりますか。

A 3 平成 27 年 4 月 1 日以降は、現在、現金手渡しの方については、金融機関等を経由して送金する方法に変更していただく必要があります。平成 27 年度被扶養者確認調査時（平成 27 年 11 月頃実施予定）に仕送り証明が提出できるよう、送金方法を変更の上、保管しておいてください。

Q 4 別居している被扶養者が、学生の場合も仕送り証明の提出が必要ですか。

A 4 学生の場合は、学費の支払い等、通常、被保険者により生計維持が行われていると考えられるため、仕送り証明の提出は必要ありません。

Q 5 別居とは具体的にどういう範囲ですか。

A 5 住所が同じ（同一敷地内、2世帯住宅）でも、住民票が異なっていれば別居とみなします。

Q 6 同一口座（同一名義）の通帳とキャッシュカードでやり取りしている場合は、どのような書類が必要になりますか。

A 6 通帳・キャッシュカードで直接入金する方法では、「客観的に誰から誰への振込か」を証明できないため、認められません。送金方法を見直し、客観的に仕送りの事実が確認できる書類を提出ください。

Q 7 平成 27 年 4 月 1 日以降、金融機関等を経由しての送金ができない場合はどうすればよいですか。

A 7 客観的に仕送りの事実が確認できる書類の提出が必要となります。そのため、金融機関等を経由しての送金ができない場合は被扶養者として認定できません。（被扶養者の減員手続きが必要です）